

○防衛省告示第百五十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が平成二十九年七月三十一日次のとおり決定された。

平成二十九年八月一日

防衛大臣 岸田 文雄

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市	国有	土地…約一、八〇〇平方メートル	
			公有	土地…約六二〇平方メートル	
			民有	土地…約四〇、〇〇〇平方メートル	

平成二十九年七月三十一日

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

六〇五一 普天間飛行場 宜野湾市 国有 建物・約六平方メートル

国有 工作物・門等

守衛所等として追加提供する。